省　令

○総務省令第六十四号

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第三十二号）の施行に伴い、及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）附則第五条第二項第二号の規定に基づき、特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令を次のように定める。

平成二十八年五月三十一日

総務大臣　山本　早苗

特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令

（法附則第五条第二項第二号に規定する総務省令で定める電気通信設備）

第一条　特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号。以下「法」という。）附則第五条第二項第二号に規定する総務省令で定める電気通信設備は、次に掲げるものとする。

一　電磁的記録として記録された情報について複製（電磁的記録によるものに限る。）を作成し、及び記録し、並びに災害その他の事情により当該情報の利用に支障が生じた場合において当該複製を電磁的方法により提供するための電気通信設備であって、次に掲げるもの

イ　サーバ用の電子計算機（これと同時に設置される附属の補助記憶装置若しくは電源装置又は当該電子計算機の記憶装置にあらかじめ書き込まれたサーバ用のオペレーティングシステム（ソフトウェア（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下このイにおいて同じ。）の実行をするために電子計算機の動作を直接制御する機能を有するソフトウェアをいう。）を含む。以下この項において同じ。）

ロ　イーサネットスイッチ（電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の四第一項第十号に規定するイーサネットスイッチをいう。次号において同じ。）（イに掲げる電気通信設備と同時に設置されるものに限る。）

ハ　ルータ（電気通信事業法施行規則第二十三条の四第一項第十一号に規定するルータをいう。次号において同じ。）（イに掲げる電気通信設備と同時に設置されるものに限る。）

ニ　非常用電源装置（非常用発電機又は無停電電源装置から構成され、通常受けている電力の供給が停止した場合において当該非常用発電機又は当該無停電電源装置が設置された施設に電力を供給する装置をいう。）であって、イに掲げる電気通信設備に電力を供給するもの（当該電気通信設備と同時に設置されるものに限る。）

二　前号に掲げるもののほか、電磁的記録として記録された情報を電磁的方法により提供するための電気通信設備であって、次に掲げるもの

イ　サーバ用の電子計算機

ロ　イーサネットスイッチ（イに掲げる電気通信設備と同時に設置されるものに限る。）

ハ　ルータ（イに掲げる電気通信設備と同時に設置されるものに限る。）

三　前二号に掲げるもののほか、電磁的記録として記録された情報の電磁的方法による提供に必要な電気通信設備（第一号イ又は前号イに掲げる電気通信設備と同時に設置されるものに限る。）

前項の「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、次に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ　送信者等（送信者又は当該送信者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを受信者若しくは当該送信者の用に供する者をいう。ロにおいて同じ。）の使用に係る電子計算機と受信者等（受信者又は当該受信者との契約により受信者ファイル（専ら当該受信者の用に供せられるファイルをいう。以下この項において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下このイにおいて同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じてその提供すべき事項に係る情報（以下この項において「提供情報」という。）を送信し、受信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法

ロ　送信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された提供情報を電気通信回線を通じて提供を受ける者の閲覧に供する方法

二　光ディスク、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製する受信者ファイルに提供情報を記録したものを交付する方法

（法附則第五条第二項第二号に規定する総務省令で定める地域）

第二条　法附則第五条第二項第二号に規定する総務省令で定める地域は、次の各号に掲げる特定電気通信設備の区分に応じ、当該各号に定める区域とする。

一　首都直下地震緊急対策区域（首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）第三条第一項の規定により首都直下地震緊急対策区域として指定された区域をいう。以下同じ。）に設置された特定電気通信設備に電磁的記録として記録された情報について複製（電磁的記録によるものに限る。）を作成し、及び記録し、並びに災害その他の事情により当該情報の利用に支障が生じた場合において当該複製を電磁的方法（前条第二項に規定する電磁的方法をいう。）により提供するための特定電気通信設備　首都直下地震緊急対策区域以外の区域

二　前号に掲げる特定電気通信設備以外の特定電気通信設備　多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第二十二条第一項に規定する東京圏以外の区域

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第六十五号

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第三十二号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）の規定に基づき、並びに同法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）を実施するため、国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令等の一部を改正する等の省令を次のように定める。

平成二十八年五月三十一日

総務大臣　山本　早苗

国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令等の一部を改正する等の省令

（国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令の一部改正）

第一条　国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令（平成十六年総務省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第四号中「についての」を「について、その」に改め、同条中第二十号を第二十一号とし、第十三号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十二号中「第十四条第一項第十二号」を「第十四条第一項第十三号」とし、同条第十一号中「第十四条第一項第十一号」を「第十四条第一項第十二号」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号中「第十四条第一項第十号」を「第十四条第一項第十一号」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号中「第十四条第一項第九号」を「第十四条第一項第十号」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「第十四条第一項第八号」を「第十四条第一項第九号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「第十四条第一項第七号」を「第十四条第一項第八号」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七　機構法第十四条第一項第七号に掲げるサイバーセキュリティに関する演習その他の訓練に関する事項

附則第二条中「に規定する業務」を「及び同条第二項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五条第一項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）」に改める。

附則第三条中「電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号。以下「電気通信基盤法」という。）第六条第一項」を「通信・放送開発法附則第五条第一項第一号」に、「特定業務」という。）及び」を「特定業務」という。）並びに」に、「電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号。以下「電気通信基盤法」という。）第六条第一号」及び「電気通信基盤法第六条第一項第一号」を「通信・放送開発法附則第五条第一項第一号」に改める。